



平成 24 年 5 月 9 日

各 位

会 社 名 ダイワボウホールディングス株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 阪口 政明
(コード:3107、東証・大証第一部)
問 合 せ 先 法務コンプライアンス室長 大城代昌男
(TEL 06-6281-2325)

「従業員持株E S O P信託」の導入（詳細決定）に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 11 月 8 日開催の取締役会において、当社の中長期的な企業価値を高めることを目的として、従業員インセンティブ・プラン「従業員持株E S O P信託」（以下、「E S O P信託」といいます。）の導入を決議いたしました。本日開催の取締役会において、E S O P信託の設定時期、導入期間等の詳細について決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. E S O P信託導入の目的

当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）に対する福利厚生制度をより一層充実させるとともに、当社の業績や株式価値に対する従業員の意識を更に高め、中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に、本プランを導入するものであります。

2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P（Employee Stock Ownership Plan）制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が「ダイワボウ従業員持株会」（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後 5 年間にわたり当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を一括して取得いたします。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却いたします。当該信託は、保有する当社株式の議決権を、当社持株会の議決権割合に応じて行使いたします。当該信託の概要につきましては、平成 23 年 11 月 8 日に開示いたしました『「従業員持株E S O P信託」の導入に関するお知らせ』をご覧ください。

3. 信託契約の概要

- | | |
|----------|--|
| ①信託の種類 | 特定単独運用の金銭信託（他益信託） |
| ②信託の目的 | 当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給及び受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生制度の拡充 |
| ③委託者 | 当社 |
| ④受託者 | 三菱UFJ信託銀行株式会社 |
| ⑤受益者 | 当社持株会加入員のうち受益者要件を充足する者 |
| ⑥信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| ⑦信託契約日 | 平成24年5月14日 |
| ⑧信託の期間 | 平成24年5月14日～平成29年7月20日 |
| ⑨議決権行使 | 受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。 |
| ⑩取得株式の種類 | 当社普通株式 |
| ⑪取得株式の総額 | 9億5千万円 |
| ⑫株式の取得期間 | 平成24年5月18日～平成24年8月17日（予定）
（なお、平成24年6月25日～29日は除く。） |
| ⑬株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |

※ 当社持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

以 上